地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保 障施策等に要する経費(人件費・事務費以外)に充てることとされています。

大山町一般会計における地方消費税交付金(増収分)の充当額等は以下のとおりです。

【歳入】

令和5年度予算 地方消費税交付金(増収分) 212,068 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障対策に要する経費 1,035,396 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名		令和5年度 当初予算 額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出 金	町債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉費		582,599	409,255	0	8,602	108,100	56,642
	特別医療給付事業	85,680	39,714		8,602	15,900	21,464
	障害者自立支援事業	496,919	369,541			92,200	35,178
老人福祉費		21,707	0	0	6,361	4,041	11,305
	老人施設入所措置事業	21,707			6,361	4,041	11,305
保健衛生費		81,739	7,771	0	6,159	15,100	52,709
	予防接種事業	17,724	434			3,300	13,990
	健康づくり推進事業	38,964	1,032		6,159	7,200	24,573
	母子保健事業	25,051	6,305			4,600	14,146
児童福祉費		349,351	35,511	0	22,048	84,827	206,965
	保育所運営事業	349,351	35,511	0	22,048	84,827	206,965
合 計		1,035,396	452,537	0	43,170	212,068	327,621